

令和7年7月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和7年7月31日（木）午後1時30分から午後4時00分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人

1番	百瀬 泰紀	2番	小林 節夫
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	松田 和久	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	御子柴清市	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
16番	松尾 英志	17番	濱 博
18番	齋藤 勝幸	19番	奥原 邦義
20番	倉科 孝明	21番	塩原 至
22番	古畑 英俊	23番	二村 喜子
24番	上條信太郎	25番	山田 久子
26番	村山さえ子		

(2) 推進委員 15人

推1番	原 弥生	推2番	小笠原鉄夫
推3番	梶原 知子	推5番	百瀬 文仁
推6番	赤羽 武史	推8番	石川 克彦
推9番	横山 竜大	推10番	手塚 稔幸
推11番	中野 浩史	推12番	横山 泰治
推13番	清水 麻未	推15番	平林 章司
推16番	丸山 貴久	推17番	太田 稔
推18番	百瀬 一郎		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人 15番 塩原 俊昭

(2) 推進委員 3人 推4番 古家 豊和 推7番 上杉 壽和
推14番 原口 知明

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……………（議案第79号）
- イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第80号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第81号～第88号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第89号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第90号～第94号）

カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件... (議案第95号~第97号)

(2) 報告事項

ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

ウ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事 (その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 協議事項

ア 令和7年度第1回松本農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について

イ 令和7年度全国農業新聞の普及推進について

ウ 令和7年度松本市農業施策に関する意見書(案)について

(2) 報告事項

ア 農林業功労者表彰の見直しについて

イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
		"	局長補佐	上條 仁
		"	係 長	草田 崇博
		"	主 任	藤井 勇太
		"	主 事	倉科 愛加
		"	主 事	丸山 裕子
		農 政 課	課長補佐	田中 隆利
		"	主 査	望月 優
		"	主 事	長瀬古都美
		松本農業農村支援センター	主 査	山戸 香織

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 24番 上條信太郎 委員

1番 百瀬 泰紀 委員

〔書記〕上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長 次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。
初めに、議案第79号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取す

る件についてを上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、地元の委員から説明をしていただきます。

1番、岡田の小林委員、お願いします。

小林農業委員 1番の さんですが、住まいは並柳のほうに住んでいて、当初、通って、その7.04アールを自家野菜中心にやるということで伺っていたんですけども、話をする中で、岡田に宅地を買って、そこに住んで、近くの さんという人と知り合いで、作ってもらいたいという要請があって、本人もやる意欲があるということで、面接いたしまして、書類にサインした関係で、よいと思います。

議長 ありがとうございます。
続きまして、2番、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 さんであります、この方は義理のお父さんがスイカを作っておりまして、そこで一緒になって、実際に1町2反ぐらいの面積を昨年まで、今も、今年も作っておりまして、自分で1反6畝の土地を借りるということで、新規就農になっております。技術に関しては、もうスイカも大変上手に作るようでありますので、大丈夫かと思えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、事務局から議案の説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科主事 農業委員会事務局の倉科と申します。
着座にて説明させていただきます。
別冊資料の1ページをご覧ください。
5 - (1) - ア、農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第79号になります。
合計を申し上げる前に、議案の修正についてご連絡させていただきます。
別冊資料の2ページをご覧ください。
番号44、45番と64、65番が重複しております。申し訳ありませんが、64、65番の削除をお願いいたします。それに伴い、筆数、登記簿面積、権利設定面積が変更になりますので、この後合計を申し上げる際に正しい面積をお伝えしますので、ご記入いただければと思います。
それでは、合計を申し上げます。
筆数、2筆減りまして72筆、貸付け人51名、こちらは変わりありません。借受け人37名、こちらでも変更ございません。次に、登記簿面積ですが、もともと11万542平米だったところが10万4,559平米に

変更になります。次に、権利設定面積ですが、もともとが
10万8,746平米、変更後ですが、10万2,763平米に変更にな
りますので、変更後のものをご記入いただければと思います。大変申し訳
ありません。

それでは、議案第79号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

倉科主事、今、ダブリとおっしゃったのは、44、45番、番号で言うと、
2ページの左の番号、44、45の さんが64、65の さんとダ
ブっているということで、64、65のほうを削除するというこ
とでよろしいですか。そういうことですので、ご承知おきを願
いします。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、ご意見
等ありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺いますので、よろ
しくお願いいたします。

議案第79号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第80号 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進
計画要請の件について上程します。

事務局、説明を求めます。

上條局長補佐

議長。

議 長

上條補佐。

上條局長補佐

それでは、3ページをご覧ください。

議案第80号について説明します。

所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について。
合計のみ申し上げます。

件数2件、筆数2筆、合計面積4,705平米となります。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に対しまして委員の方から質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 無いようですので、ただいまから集約します。
議案第 80 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第 81 号から 88 号 農地法第 3 条の規定による許可申
請許可の件、8 件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、総会資料の 1 ページをご覧ください。
農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。
議案番号 81 号、82 号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第 83 号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第 84 号、85 号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するも
ののです。
86 号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
2 ページをおめくりください。
議案第 87 号は、隣接自己所有農地と一体利用するため、所有権を移転す
るものです。
議案第 88 号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
参考資料として、新規就農者の情報を 3 ページに記載しております。
以上 8 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上、ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。
議案第 81 号、82 号、百瀬委員。

百瀬農業委員 両議案ともに登記上は宅地です。これを畑として使われているのを、今の
所有者の さんが相続を受けて、それ以降、畑として利用していたとい
うものです。申請地は、 さんが高齢になってきたのと、持病を抱えて
いること、それからこの 2 筆が公道からアクセスできないということがあ
りまして、この農地に隣接する さんと 子さんに所有権を移転した

いという内容の申請となります。譲受人の2人についても、農地として使うということを私のほうで確認をいたしました。登記上は宅地ですが、周りに迷惑がかからないように、農地として保全してほしいということをお願いをしておきました。特にそういうことで、お2人とも了解しておりますので、問題はないかというふうに思います。

議 長 83号、濱委員。

濱農業委員 新規就農の さんですが、ちょっと前まで渚で さんをやっておりましたけれども、申請地は の南側になりますが、そこへ家を建てたということで、その住宅に隣接する農地になります。これを自家菜園ということで利用したいということで、作るほうの技術はどうしますって言ったら、実家が農家ということで、何とかやれるじゃないかということで面談をいたしました。自宅のすぐ隣になりますので、管理も行き届いて、現状はまだ権利移転前ですので、草生えていますけれども、きれいにやってくれるものと思っております。
以上です。

議 長 続きまして、84号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 84号につきましては、 さんという所有者、遺贈を受けて取得した農地ということでありまして、住所からして、自分では管理ができないということと、それからこの農地、2筆ありますけれども、進入路がなく、この買われる さんという自宅のあるところからしか進入ができないという場所でありまして、現状を見てきましたけれども、そのところは草等もなく、一応農地として管理されているということで、 さんが買われることについては、全く問題ないというふうに考えております。

議 長 85号、丸山委員。

丸山農業委員 85号ですが、今回の農地2筆ですが、耕作していた方が手放すということで、今後管理する人がいなくなってしまうのですが、譲受人の さんの自宅隣の農地ですし、 さんも水田等を耕作されていますので、特に問題ないかと思えます。
以上です。

議 長 続きまして、86号、松田委員。

松田農業委員 譲渡人の さん、住所は高宮ですが、先日までは譲受人の さんのすぐ隣に住んでおられて、耕作できなくなったということで、隣の さんに売買で譲りたいということであります。 さん、かなり高齢ですが、その隣の畑もきれいに管理をしておりますので、問題なか

ろうと思います。

議 長 続きます、87号、武井委員。

武井農業委員 譲渡人の さんですが、高齢ということで、経営規模の縮小を考えていたところ、隣接地でブドウを栽培している さんがこの土地を購入することになったものです。農地の一体的な利用の観点からも、問題ないと見てきました。

議 長 続きます、88号、久保委員。

久保推進委員 さんは に住んでおられて、奥さんが の人で、2人ともで会社に勤めていました関係で、 から通って、田舎暮らしをしたりして、家庭菜園をしたいということでもあります。土地も狭くて、坂の何でも作れるようなところじゃなくて、ジャガイモぐらいしか作れないというふうに本人たちも分かっていますので、周辺に関しても問題はありません。

議 長 全体を通じまして、推進委員も含めまして質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見ないようですので、農地法第3条の規定による案件、8件について、一括して集約します。

農業委員に伺いますが、議案第81号から88号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。
続きます、議案第89号 農地法4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程します。
事務局から説明を求めます。

藤井主任 議長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明いたします。
議案書の4ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可申請の件、説明をいたします。
議案第89号、転用目的は営農型太陽光発電施設です。
委員の任期更新後に初めての営農型太陽光発電の案件かと思っておりますので、

簡単に説明したいと思います。

農地に支柱を立てまして、営農を継続しながら、上は太陽光のパネルが設置されるというもので、パネルの支柱の部分が転用の申請面積となります。今回の申請の場合、0.18平米が支柱の部分の合計面積となります。

こちら、一時転用となっております。営農する方によって、3年か10年の更新制となっております。この方、今回の申請者さんについては、3年ごとの一時転用となっております。今回の方は、ちなみに2回目の更新となっております。6年間既に営農型太陽光発電を設置しながらの営農の実績があります。一時転用ですので、いつかは必ず撤去する必要がありますが、3年ごとに更新も認められているような一時転用になります。

今回の方ですが、松本一本ねぎが栽培する作物となっておりまして、要件といたしまして、地域の平均的な反収、松本一本ねぎの地域の平均的な反収の8割を下回ると、もう太陽光を撤去しなさいということになっています。今回の方であれば、毎年必ず報告をいただいておりますが、その8割の要件も6年間全てクリアできておりますので、申し添えます。

こちらの案件については、内容は議案書のとおりとなります。

一般基準等各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
久保委員。

久保農業委員 2年前でしたか、移動農業委員会を四賀地区でやったときに、ここと後ろにいます さんのところと両方皆さん見学していただいたときの物件です。実質、あまりネギのあれはよくないようですが、何とか我慢して作っているというのが現状です。問題ありません。

議長 現地調査した委員の意見を求めます。上條委員。

上條農業委員 報告します。
無農薬でネギをやっておりました。今、久保委員から説明ありましたように、あんまりできないよって、太陽発電が優先になっているという感じがして、こんな面倒くさいことしなくても、ほかに幾らでも物はあるなっていうことで、私なりの判断としては、アジサイとか、そういうような幾らでもあると思います。松本はやっぱりこれに関して情報がちょっと遅れている。下に何をやったらいいかというのでね。二村さんとも一緒に回ったのだけれども、草だらけにしてワラビをやって、強引に何か作物を入れていて、国の規定を満たさないで、もうともかく太陽光をやりたいという中でやっていて、ちょっとその辺の情報の供給というものをちょっとこういう人たちにはしなきゃいけないじゃないかなって感じはしました。一応、有機のネギ栽培ということで、クリアしているということで見てきました。問題ないと思います。

議長 松本一本ねぎの地域の平均的な反収について、もう少し事務局から説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 収量に関しては、重さですか、については、平均的な収量、例えば10アール当たり1,000キロとかだったら、8割なんで、800キロ以上取れてないと駄目だよというところであるんですけども、併せて知見を有する者、その作物の栽培に対してご知識のある方からも意見をもらうということになっていまして、この方の場合、松本一本ねぎのねぎ部会長さんからも意見をいただいて、その意見上は、問題なく栽培できているという意見がついております。

以上です。

議長 もう一度確認するけれども、基本的には、営農型太陽光の場合は、8割の収量、収益がないとクリアできないっていう絶対条件があるので、その辺はあれですかね。クリアするというような判断でよろしいのですか、事務局。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 この案件について、これまでもクリアしておりますし、今後もクリアできる見通しがあるという申請書類になっております。

議長 そういふことですから、もちろんそれが大原則になりますので、その辺の営農型太陽光というくくりの中では、もちろん更新ですと、新規と違って、その辺の見方っていうのはいろいろあるのですが、まずそれがクリアできないと、営農太陽光の一時転用っていうのは認められないということが大原則でありますので、今、事務局の判断においては、それぞれ現地を見ていただいた中では、それはクリアしていると。その意味での更新ということ

これについて何か意見ありますか。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、1件について集約します。

農業委員に伺いますが、議案第89号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、案件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第90号から94号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請の件、説明をいたします。
議案第90号、転用目的は工事用駐車場としてのこちら、一時転用となります。
議案第91号、転用目的は農業用施設（集出荷場・米穀倉庫）です。こちら、農振用途変更済みの案件になります。
続きまして、議案第92号、転用目的は駐車場・資材置場です。
議案第93号、転用目的は資材置場です。
6ページをお願いいたします。
議案第94号、転用目的は建て売り住宅です。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。
一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
90号、百瀬委員。

百瀬農業委員 90号ですけれども、場所は になります。位置図は8ページですけれども、見ていただくと、四角で囲った部分、ここを工事用の駐車場として一時転用したいと。一時転用の期間ですけれども、ここにありますように、今年の11月30日までということ、近くで工事が、 の工事が入るといって、近くに駐車場がないといっているので、この場所を一時的に駐車場に使いたいと。申請地は草を退治して、年間に数回トラクターで起こしているという状況です。そういうところですが、隣もこの地権者の さんが持っているところですので、手前のほうは道路で、向こう側は住宅になっていますので、周りの周辺への農業、農地への影響は全くないというふうに思いますので、問題ないと判断しました。

議長 続きまして、91号、和田地区の塩原委員ですが、ちょっと急用ができませんので欠席しています。代わりに事務局から説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 和田の塩原委員さんから地元委員の意見をいただいております。農業用施設ということで、こちら、転用されても、周辺に影響はないと判断しました。以上になります。

議長 続きまして、92号、93号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 92号につきましては、位置図資料の写真がありますがけれども、現状全く農作物は作っていない状況です。水利がなくて、周りがほとんどいわゆる資材置場とか、そういう産業廃棄物の集積の場所とか、そういう状況になっておりまして、本人も今後農業を続ける予定がないということで、今回、この会社に譲り渡したいということではありますが、この写真の左側のほうに鉄の壁ですか、その横のところは若干作物を作っています。前にちょっとお話を聞きましたら、この近くに福祉施設がありまして、どうもそこに住まわれている方が作物を作っていると。東側のほうはモロコシが作られておりましたけれども、もしこのところは両側鉄の壁ができちゃうと、この間に挟まれたところは、ちょっと農業にするにはちょっと厳しくなるかなという感じはいたしますが、そこら辺はちょっと気にはなりませんけれども、所有者、全く今後農業をする気がないということですので、やむを得ないかなというような感じがいたしました。

それから、93号につきましては、やはり場所的には の西側という場所で、先ほどの92号の申請地に非常に近い場所ということで、ここもご本人が高齢化、高齢になりまして、後継者も農業はする気がないということで、位置図資料の写真見ていただいても分かりますとおり、かなり荒れた状態で、貸地ということで看板が立っている状況でありますので、このちょうど手前側の農地も同じように草がぼうぼうでということでありました。そういうことで、周りは住宅や太陽光発電施設ということと先ほど議案に出ました の施設もありまして、資材置場や駐車場ということにするにしてもやむを得ないかなというふうに考えました。

以上です。

議長 続きまして、94号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 94号につきましては、 の ができるその近くでございまして、位置図資料の写真で見ていただいても、周りは、 は右側のほうへ150メ

ートルばかり行けば、200メートルばかり行けば、ということであり
ます。周りを見ていただきますと、住宅に囲まれておりまして、農地と
しては今後できないというので、所有者につきましては、6名おりまして、
皆さん県外ということで、建て売り住宅を建てるに当たって、やむを得な
いと思います。

以上です。

議 長 現地調査した委員の意見を求めます。90号から93号までを上條委員。
94号を二村委員。

上條農業委員 90号は位置図資料の写真のとおりであります。一時転用でありますので、
問題ないというふうに判断いたしました。

続きまして、91号、申請地の左側に さんの兄のやはり同じような米
の処理施設がありまして、それぞれが独立して施設を持ってやるというこ
とで、北側、東側、南側田んぼでありまして、いろいろな騒音等々問題な
いと判断しております。

続きまして、92号、地元委員から先ほど大きな壁があって、物を作るこ
とに関して、ちょっと心配だというような説明がありましたけれども、行
く行くはもう売却するという話になっているようでして、現状の中で、高
い壁があるから、作物がうまくできないでいるということもなくて、問題
ないというふうに判断をしまりました。

続きまして、93号、申請地は住宅に本当に囲まれてしまっていて、もう
農業をやるというような状況ではありませんので、致し方ないというよう
な判断をしました。

以上であります。

二村農業委員 94号ですが、地元委員の言われたとおり、この場所での申請はやむを得
ないというふうに見てまいりました。

以上です。

議 長 それでは、全体を通じまして質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、5件について
集約します。

農業委員に伺いますが、議案第90号から94号について、原案どおり承
認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、議案第95号から97号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について上程します。

事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 それでは、7ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願の件、説明をいたします。
議案第95号、村井町南にお住まいの さんが承認を受けるものです。
続きまして、議案第96号、岡田松岡にお住まいの さんが承認を受けるものです。

8ページをお願いいたします。

議案第97号、岡田松岡にお住まいの さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、地元委員の意見を求めます。
議案番号95、御子柴委員と矢嶋委員。

御子柴農業委員 さんの件ですけれども、 のほうは宅地に囲まれた土地になってお
りまして、登記は田の登記になっていますが、畑として大豆とネギを耕作
しておりました。周りが宅地ですので、草も刈って、ちゃんと管理してお
りました。

そして、小屋南3筆は、 番の番地だけ田にして稲を作っておりました。
それで、 と においては、大豆とネギを耕作しておりましたので、
問題はないと思います。

矢嶋農業委員 笹賀は3筆ありますけれども、笹賀はブロックローテーションというこ
とで、ちょうどこの3筆の場所が転作地ということで、3枚とも大豆が作付
されておりましたので、問題はないと思っております。

議長 続きまして、96号、97号、小林委員。

小林農業委員 96号ですけれども、 さんですが、野菜なんか植えてありました。
次に、97号ですが、農地として経営していました。
以上です。

議長 それでは、全体を通じまして全ての委員から質問、意見等求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について一括して集約します。

農業委員に聞きますが、議案第95号から97号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからウについて一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項アからウについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料の9ページからご覧ください。

9ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、8件、
10ページから11ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、13件、
12ページから13ページ、農地法第5条の規定による届出の件、8件。

以上となります。よろしく申し上げます。

議長 ただいま報告事項について説明がありました。
委員から質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきを願います。

農地に関する事項の議事が終了しましたので、ここで暫時休憩します。

それでは、14時30分から議事を再開いたします。

(休 憩)

議長 議事を再開いたします。

それでは、協議事項6 - - ア、令和7年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてを議題といたします。

農政課から計画変更の概要について説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、説明させていただきます。

農振を担当しております農政課農業政策担当の望月と申します。よろしく
お願いいたします。

では、着座にて失礼いたします。

では、松本農業振興地域整備計画の変更についてを記載されました別刷り
の資料の1ページをご覧くださいと思います。

（1）変更案の概要についてご説明いたします。

今回は重要変更が17件です。内訳は農家住宅が2件、農家分家が2件、
その他が12件、公共事業が1件となります。軽微変更が1項、内容変更
は1件の計19件の案件をご協議いただきます。

次に、資料2ページをご覧ください。

（2）経過につきましては、資料に記載のとおりで、今年の5月に申出を
受け付けまして、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われ、
本日農業委員会でご協議いただくこととなりました。

（3）今後の予定につきましても、資料に記載のとおりでございます。

今回の案件については、軽微変更案件につきましては、本日承認いただ
いた後、完了公告と申出者等への通知がされます。重要変更につきましては、
県の事前協議、県同意等をえまして、除外完了公告と申出者等への通知を
予定しております。

以上です。

議 長

以降、推進委員の皆様も含めましてご意見を伺います。
ただいまの説明に対しまして質問、意見等ありましたら、お願いいたしま
す。

[質問、意見なし]

議 長

特にないようですので、次に進みます。
続いて、変更内容の協議に入ります。
最初に、農家住宅についての説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、資料3ページご覧ください。

整備計画変更一覧表について、個別案件ごとに左から番号を振ってありま
す。一番下には別冊の変更申出地位置図のページが記載してありますので、
併せてご参照いただければと思います。

では、個別案件ごとの説明に入ります。

まずは、資料3ページ、農家住宅2件でございます。

番号1、
、農業後継者の別棟住宅になります。申出者は市内のアパート
で妻と2人で暮らしていますが、将来子供ができた場合、現在のアパー
トでは手狭になることから、一戸建て住宅の建築を計画しました。中山地

区に住む祖父から農業を手伝ってほしい旨の相談を受けたため、将来的に農業を継ぐことを決めました。農地のある中山周辺で土地を検討しましたが、条件に合う土地が見つからず、条件に合致し、所有者の合意が得られたのは、祖父所有の農地のみであったことから、当該地が選定されました。以上により、農業後継者の別棟住宅として、田、400平米を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号2、
、農家住宅の追認です。申出者は、申出地の相続手続を始めたところ、自宅や倉庫の一部、通路などが農地にあることが分かりました。前所有者は既に亡くなっており、経過は不明ですが、今後この場所で暮らしていくためには必要な施設であることから、農家住宅として、2,383平米のうち794平米を分筆、転用したいとするものです。

以上、農家住宅2件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 ただいま農家住宅2件について説明がありました。
地元の委員の方から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。
松田委員。

松田農業委員 特にありません。

議長 倉科委員。

倉科農業委員 特にありません。

議長 全体を通しまして何か質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
農業委員の皆様にお伺いしますが、農家住宅2件、1,194平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、賛成していただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、承認されました。
次に、農家分家について説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 では、農家分家2件です。
資料4ページご覧ください。

番号3、
、農家分家です。申出者は現在、市内のマンションに妻と子の3人で暮らしていますが、子供が成長したり家族が増えた場合、手狭になることが予想されることから、一戸建ての住宅の建築を計画しました。将来的な親の介護等を考慮すると、実家の周辺への居住が必要となりますが、申出者は土地を所有しておらず、家族の所有地及び他者所有地で検討しましたが、条件に合致し、所有者の同意を得られたのは、父親が所有する申出地のみでした。以上により、農家分家として、田、2,824平米のうち299.93平米を分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号4、
、農家分家です。申出者は家族3人で借家に住んでいますが、子供が成長し手狭になってきたことから、将来のことを考え、住宅の建築を計画しました。両親、祖父母も高齢となり農業の手伝いが必要であり、また今後家族の介護が必要となった場合も考慮し、耕作地と実家から近いことを条件に候補地を選定しました。申出者には所有地がなく、家族及び他者の所有地で検討しましたが、条件に合致し、所有者の同意を得られたのは、祖父が所有する当該地のみでした。以上により、農家分家として、田、2,374平米のうち300平米を分筆、転用したいとするものです。

以上、農家分家2件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 濱委員、何か追加説明はありますか。

濱農業委員 地区内では異論ありませんので。

議長 全体を通じまして委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。

農業委員の皆さんに伺います。農家分家2件、599.93平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、賛成いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、農家分家2件については、やむを得ないと集約いたします。

次に、その他2件について説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、ご説明いたします。

その他では、一般住宅から公共事業までの計13件についてご説明させていただきます。

資料5ページご覧ください。

番号5、、一般住宅の追認です。申出地には前所有者である申出者の父により防風及び土留めを目的とした樹木の植栽が行われています。申出地は高低差がある異形地であり、また周辺地域では強風被害が頻発していることから、この植栽を撤去した場合、住居への土砂災害の危険があります。以上により、畑、実測で約500平米のうち210平米を除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号6、、一般住宅の追認です。申出者は相続により申出地とその周辺の土地と建物を取得しました。今回、申出地隣地の住宅宅地へ建築計画をしたところ、既存建物の一部が申出地にまたがって建築されていることが判明しました。越境している建物は現在も居室として使用されていることから、畑517平米のうち49平米を分筆、転用して是正したいとするものです。

続きまして、6ページになります。

番号7、、キャンプ場及び駐車場です。申出者は申出地の隣接地でキャンプ場とショートコースのゴルフ場を運営しています。観光シーズンには駐車場が足りず、10台ほどの路上駐車があり、近隣にも迷惑をかけており、また近年、長期滞在型のキャンプ場の人気が高まっており、申出者へも要望が多数寄せられていることから、駐車場の増設と長期滞在型キャンプ場の設置を計画しました。加えて、キャンプ場に併設されているサウナ用のまき置場が不足しているため、併せて設置するものです。キャンプでは駐車場から重い荷物を運ぶ必要があるため、既存のキャンプ場周辺で適地を探しましたが、条件を満たし、所有者の同意が得られたのは申出地のみであったことから、畑、3,815平米を除外し、転用したいとするものです。

続きまして、7ページになります。

番号8、、駐車場の追認です。申出者は現所有者の父親より申出地を相続しました。前所有者は以前、申出地の隣接地で診療所を開業しており、その際に申出地が農地との認識がないまま駐車場として利用していたものです。廃業後もの建物を借りて診療所を開業したいという相談を受け、調査したところ、農地であったことが判明しました。ほかに駐車場として適当な土地がないため、やむを得ず追認により是正するものです。以上により、駐車場として、田、140平米及び畑、32平米を除外し、転用したいとするものです。

次、番号9、、駐車場です。申出者は申出地の隣地に住んでいます。昭和60年に住居を新築した当初から申出地が農地であるという認識が薄く、農業用車両や自家用車、倉庫等として利用していたものです。違反状態の是正のため、近隣への移転も検討しましたが、適地が見つからなかったために、追認により是正するものです。以上により、畑、405平米を除外し、転用したいとするものです。

番号10、
、駐車場です。申出者である
には既存の15台程度の駐車場がありますが、時期によっては満車になり、多いときで2から3台程度路上駐車がされることがあることから、駐車場を拡張することを計画しました。申出者所有地及び他者所有地で検討しましたが、条件に合致し、所有者の合意が得られたのは申出地のみでした。以上により、田、175平米を除外したいとするものです。

続きまして、8ページお願いいたします。

番号11、
、貸し駐車場です。申出者は申出地の南側の土地にアパートの建築を計画しました。収支計画から6世帯のアパートである必要がありますが、既存敷地のみでは駐車場が不足するため、申出地をアパート入居者用の貸し駐車場とする計画をしたものです。アパート周辺で検討しましたが、条件に合致し、所有者の合意が得られた土地はなかったため、自己所有地である申出地、田、283平米を転用したいとするものです。

番号12、
、駐車場です。申出者は申出地の隣接に居住しています。現在、2台分の駐車場がありますが、来客時には不足することに加え、将来的に福祉サービスを受ける際の福祉車両の駐車スペースを確保したいことから、駐車場の増設を計画しました。自宅周辺で適地を検討しましたが、条件が合致し、所有者の合意が得られたのは申出地のみでした。以上により、畑、351平米のうち82平米について転用したいとするものです。

続きまして、番号13、
、駐車場及び通路です。申出者は申出地の隣地の宅地を所有しており、引退後の住職の居宅及び近隣の集いの場として使われてきました。先代の住職が退任し、地域での活動を行っていくこととなったため、当該建物の利用方法を検討したところ、集いの場として使うには駐車場が不足しており、また道幅も狭く、車が入りにくいことから、駐車場及び通路の増設を計画しました。当該宅地の周辺で申出者及び他者所有地から検討しましたが、条件に合致し、所有者の同意が得られたのが申出地のみでした。以上により、畑、351平米のうち269平米を分筆し、転用したいとするものです。

続きまして、9ページになります。

番号14、
、駐車場です。申出者は観光バス等の旅行業を営んでいます。現在、従業員駐車場として賃貸借していた土地について、返還する必要が出てきたため、新たな従業員駐車場の確保が必要になりました。また、社用車及び来客用駐車場も不足していたため、従業員駐車場と併せての確保を計画しました。申出者には所有地がなく、本社周辺の場所で検討しましたが、条件に合致し、所有者の同意が得られたのは申出地のみでした。以上により、畑、815平米を転用したいとするものです。

続きまして、番号15です。
、駐車場の追認です。申出者は境内には駐車スペースがなく、申出地の隣接地を駐車場として使っています。申出地は当該駐車場の出入口に位置しており、駐車場への出入りをする際には必要不可欠な場所であり、既存の駐車場を使用するに当たり、一体的に利用する必要があるため、追認による是正を計画しました。代替となる土地を申出者及び他者所有地でも検討しましたが、条件に合致し、所有者の同

意が得られたのは申出地のみでした。以上により、畑、78平米を転用したいとするものです。

続きまして、番号16、○、進入路の追認です。申出者は相続により申出地を取得しました。申出者が隣接する宅地を売却するに当たり調査したところ、違反転用が発覚したものです。宅地は接道がない状態であり、接道要件を満たすためには、申出地を宅地の一部とする必要があったため、追認にて是正することを計画しました。代替となる土地を申出者及び他者所有地で検討しましたが、条件に合致し、所有者の同意が得られたのは申出地のみでした。以上により、畑、157平米を転用したいとするものです。

では、資料おめくりいただいて、10ページになります。

番号17、○、波田中央公園運動広場です。市立病院建設基本計画により、現在の波田中央運動広場が市立病院の移転先とされました。これに伴い、当該運動広場ができなくなった場合、松本市のスポーツ推進に支障が生じることとなったため、移設整備を計画したものです。既存施設の代替施設であることを前提とし、利用者の利便性や周辺的生活環境への影響などを考慮して候補地を検討した結果、申出地が適地であると判断されました。以上により、田、1万4,464平米を転用したいとするものです。

なお、本件につきましては、公共事業であることから、農振協議会にて可決後、事業に着手するものです。

以上、その他13件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまその他13件について説明がありました。

地元の委員の方で何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

河西委員。

河西農業委員

番号7、キャンプ場、駐車場の件です。地区農振がさきに行われまして、そこで地元の上瀬黒町会から意見が出た案件だったんですけれども、昔、ここ、土砂崩れがあったそうで、それで排水の心配を地元町会長さんがしていました。それで、U字溝の設置をお願いしたいということがありました。

それと、もう一点、下流に当たる下瀬黒町会も、開発行為を行うという旨の説明を計画者からしたほうがいいんじゃないかという意見も出ました。

それらについて、どのように対応していくかお聞かせ願えればと思います。

議長

望月さん。

望月（農政課）主査 ご質問にお答えいたします。

まず、排水の計画の関係なんですけれども、事業者のほうから確認いたしまして、まず既設の排水路、U字溝につきましては、現在あるものをその

まま利用するということをございました。

あと、浸透ます、雨水の処理の関係につきましては、実際にその事業を行う段階になりまして、専門の事業者に浸透計画等をきちんと依頼しまして、必要容量を上回る形の浸透ますの設置をするということで計画をしているということをございます。

2点目、町会、下瀬黒町会さん、あと周辺施設への説明ということですが、けれども、こちらにつきましては、地元町会等にご相談しながら、今後対応していくということで進めさせていただきたいということをございました。以上です。

河西農業委員 はい、承知いたしました。

議長 ほかに。

[質問、意見なし]

議長 それでは、全体を通じまして委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

倉科農業委員 すみません、ちょっと聞き漏らしていたら申し訳ないんですけども、9の案件というのは1とどういう関係があるんでしょうか。1をやろうとしたら、9の違反状態があったから是正ということでしたっけ。

議長 望月さん。

望月（農政課）主査 ご指摘のとおりでございます。

倉科農業委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

倉科農業委員 はい。

議長 望月さん、もう一遍説明して。1と9の関係性。

望月（農政課）主査 ご説明させていただきます。すみません。

まず、1番の同じ地番といいですか、もともと同じ地番だったんですけども、1番と9番につきましては、ちょっと今、分筆したせいで枝番が変わっているんですが、もともと同じ筆だった案件でございます。

1番の住宅の建築をまず計画をしたところ、現地調査等により、この筆に違反転用があることが分かったということをございます。この違反転用を追認で是正をしながら、1番のほうの住宅の建築も同時に進めていくとい

う、そういうことになったということでございます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
なければ、集約いたします。
農業委員の方に伺います。その他 13 件、2 万 9 7 4 平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、その他 13 件については、やむを得ないと集約いたします。
次に、内容変更について説明をお願いします。
望月さん。

望月（農政課）主査 では、内容変更についてご説明いたします。

資料 11 ページお願いいたします。

番号 18、
、駐車場での内容変更です。申出者は申出地の隣地で診療所を営んでいます。以前より職員用駐車場が不足しており、近年では、コロナ禍以降の発熱患者の増加や周辺施設の休業日の変更などにより駐車場不足が深刻化していることから、新たな駐車場の確保を計画しました。申出者に所有地はなく、法人代表者及び他者所有地で検討しましたが、条件に合致し、所有者の合意が得られたのは、以前農家住宅として除外されていた申出地のみでした。以上により、田、598 平米を内容変更し、転用したいとするものです。

以上です。お願いします。

議 長 ありがとうございます。
松田委員、何かありますか。

松田農業委員 いや、特別ありません。

議 長 全体を通しまして委員の皆様で何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
農業委員の方に伺います。内容変更 1 件、598 平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。
全員賛成です。内容変更 1 件については、やむを得ないと集約いたします。最後に、軽微変更について説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 では、最後、軽微変更のご説明いたします。

資料 12 ページお願いいたします。

番号 19、
、農機具倉庫、資料置場の追認です。申出者はスイカ農家を営んでいます。申出者の父親が必要な手続を経ずに農業用施設を建設しました。効率的に農業を行うためには必要な施設となっているため、追認により是正をすることを計画したものです。申出者及び他者所有地で検討しましたが、条件に合致するのは申出地のみということでございました。以上により、畑、3,100 平米のうち 486 平米を軽微変更し、転用したいとするものです。

以上、軽微変更 1 件の説明を終わります。

議長 それでは、塩原委員、何か。よろしいですか。
全体を通じまして皆さんのほうから質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
農業委員の方に伺います。軽微変更 1 件、486 平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認していただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、内容変更 1 件については、やむを得ないと集約いたします。
それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告していただきたい

と思います。

局長。

清沢局長

令和7年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、協議結果の集約を報告いたします。

農家住宅2件、1,194平米については、やむを得ないと集約しました。

農家分家2件、599.93平米については、やむを得ないと集約しました。

その他13件、2万974平米については、やむを得ないと集約しました。

内容変更1件、598平米については、やむを得ないと集約しました。

軽微変更1件、486平米については、了承すると集約しました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

この機会です。望月さん見えますので、何かありましたら。

代理。

中川農業委員

望月さん、今日おられるんで、聞きたいことを1つ発言させてください。

地域計画ありますよね。あの農業経営基盤強化促進法によって地域計画で目標地図をつくれと言って、目標地図に位置づけられる農地と、それから位置づけられない、ごめんなさいという農地と、恐らくある程度の色分けがされるということになるかと思います。

片や一方では、今度農振法の規定での色分け、つまり農用地区域、青地、それから農用地区域外、これが白地で、今日のこの案件は、この農用地区域を除外という、そういう話でしたけれども、この地域計画で色分けされる農地と、それから青地、白地という色分けというのは、一致していないと実は理屈が合わないのではないかという素朴な疑問なんです。何か、例えば地域計画で白地であるんだけど、10年後も農業をやっていきますというふうに位置づけられた白地は、青地に編入されないといけないということと、そういうのがあると思うんですけれども、そういう整合性をどう取っていくのか、整合性を取る作業をどういうふうに行っていくのかというところの市としての動き方みたいなところをちょっと教えていただければと思います。

議長

農振と地域計画、お願いします。

望月（農政課）主査 それでは、先ほどのご質問、地域計画の目標地図と青地とのずれとありますが、という点かと思いますが。

おっしゃるとおりでして、法律、先日改正されました農振法で、青地とするべき農地の中に、地域計画で位置づけられている農地については青地として位置づけるべき農地として規定されております。

したがって、将来的、将来的と申しますが、今後、農振計画を見直し

ていく中で、現在、農振、青地になっていない地域計画に含まれているいわゆる白地農地につきましては、青地に編入をしていくという方向で恐らく検討していくことになるかと思えます。

ただ、具体的にそういった手続と申しますか、スケジュール的なものにつきましては、ちょっとまだ未定と申しますか、今後の検討ということになっているということでございます。

恐らく総合見直しということで、中5年に1度、松本市のほうでは全体的な農振計画の見直しというのをやっておりまして、そういったことと絡めながら進めていくということになるのではなかろうかと今のところ思っておるところでございます。

以上です。

議長 その程度にしておいてください。
ちょっと動きがあるもので、その辺の追加説明、質問、いいですか。

中川農業委員 いいです。

議長 ほかに、この機会ですので、若干時間を取りたいと思いますが、想定外ですが、何か皆さんのほうからありましたら。

[質問、意見なし]

議長 それぞれまた次の機会にでも、また農振の関係、ちょっとやると申します。ありがとうございました。
次に、協議事項のイ、令和7年度全国農業新聞の普及推進についてを議題といたします。
お願いします。

丸山主事 農業委員会事務局の丸山です。
総会資料の14ページをご覧ください。
例年お願いしております全国農業新聞の普及推進について説明をさせていただきます。
着座にて失礼いたします。
普及推進に関わる取組方針として、8月から10月と1月から2月が全国統一普及強調月間とされ、長野県農業会議では、委員の100%購読と年間1人1部以上の普及推進を基本目標としておりますので、ぜひご協力お願いいたします。

4、目標部数と普及部数についてですが、15ページの別紙1をご覧ください。こちらは全国農業新聞長野県支局から示された県内市町村等の目標部数で、真ん中の列の下から9番目に松本市がございまして、目標部数は249部で、今後の普及部数は34部が目標です。本市の取組方針として、農業委員及び推進委員の皆様は共に1人当たり1部以上の普及推進という

ことをお願いしたいと思います。

本日お配りしましたトートバッグの中に申込用紙と普及推進に関わるグッズを3部ずつ入れています。ぜひ推進活動をしていただく際にご活用いただきたいと思います。

トートバッグの中にA3緑色の申込用紙がございます。開いていただくと、申込用紙の右側に普及推進者という欄がございますが、委員さんの普及推進によって購読開始の場合は、こちらの欄に委員さんのお名前を記入することをお忘れないようにお願いいたします。

また、半年間や1年間だけなど期間限定で購読希望される方がいらっしゃいましたら、申込用紙の空いているところに「6か月購読」や「1年間購読」という形で記載していただければと思います。特に記載がない場合は、期限なしということで処理をさせていただきます。

申込用紙の提出については、トートバッグの中に茶色の封筒を入れてあります。この封筒に申込用紙を入れて、委員さん、申込者ご本人どちらからご提出いただいても構いませんので、10月31日金曜日までに農業委員会事務局またはお近くの地域づくりセンターへ提出をお願いいたします。

委員さんが提出される場合は、9月または10月定例総会の際にお持ちいただけたらと思います。

また、トートバッグの中にA4一枚で入っております「令和7年度全国農業新聞特別普及対策について」と書かれている資料をご覧ください。

今年度も全国農業新聞の特別普及対策として、普及活動に取り組んでいただいた委員さんに対して、全国農業新聞長野県支局から交付金が支給されます。令和8年2月の活動分までが対象となります。普及推進に取り組んでいただいた際は、訪問日時や場所、活動時間、相手方のお名前をタブレットに入力していただくようお願いいたします。

また、購読者に対して特別普及キャンペーンが始まっておりまして、委員さんご本人の申込みは対象外となっておりますが、令和7年7月購読分から12月購読分までの間に申込みいただき、その後、3か月以上または6か月以上購読を継続していただいた購読者の方に対し、期間に応じて商品券が全国農業新聞長野県支局から贈られますので、ご承知おきください。こちらは購読履歴から判断するため、申請等は不要です。

先ほど事務局で購読申込用紙の提出期限を10月末までにということをお願いしましたが、購読者へのキャンペーンもありますので、10月末までに間に合わない場合は、11月10日月曜日までにはご提出いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

最後になりますが、総会資料19ページをご覧ください。

全国農業新聞は1か月無料お試し読みも可能でございます。もし希望される方がいらっしゃいましたら、この様式はトートバッグの中にも入れてありますので、事務局までご提出をお願いいたします。

申込用紙や普及推進グッズ等が不足する場合は、事務局に予備がありますので、随時お声がけください。ご多忙のところ大変恐縮ですが、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

今、丸山主事からお話がありましたとおりです。基本的には、僕も農業会議へ行くと、いろいろ話をするんです。するんですが、やはり機関紙という名目の下に、皆さんにぜひ在任中にご協力をお願いしたい。それで、できれば、できれば1部またプラスしてほしいということが真意でありますので、我々、クオカード欲しくてやっているわけじゃないもので、その辺は、ぜひ意のあるところを酌んでいただいて、ご協力をぜひお願いしたいと思いますので、お願いします。

この件につきまして何か皆さんのほうからありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

意のあるところを酌んでいただいて、お願いしたいと思います。

以降、推進委員の皆様も集約に参加していただきます。

推進委員の皆様も含めまして、全ての委員の皆様にお伺いしますが、本件についてはご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は了承されました。ぜひご協力をお願いしたいと思います。

続きまして協議事項のウ、令和7年度松本市農業施策に関する意見書(案)についてを議題といたします。

まず、意見書(案)を取りまとめていただきました柳澤農業振興委員長からご挨拶、紹介をお願いいたします。

柳澤農業振興委員長 この20ページにある経過説明あたりから入ったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そこは……

議 長

お任せします。

柳澤農業振興委員長 いいですか。

議 長

はい、いいですよ。

柳澤農業振興委員長 20ページに今年度のこの意見書についての取組がまとめられています、簡単に。

4月30日に第1回の農業振興委員会、ここでは取り上げるべき課題が数個出てきたんですけども、やはりそれぞれにっていうのは大変なんで、

少なくとも2つくらいに絞りましょうということで議論をしてみました。

絞った2つのテーマってというのは、意見書(案)としてまとめられているので、これはまた後ほど事務局のほうから説明していただくというふうに思うんですけども、今回の意見書は、今年度の意見書を提案したら、それで終わりというよりも、むしろ足の長い課題なんですね。1年、2年では終わらないというか。

そういう意味で、少し補足説明をしておきたいと思いますが、項目は、1つは地域における「子どもの農業のかかわり」の確保ということと、それから2つ目が、これ、何回もいろいろな視点からこの有害鳥獣対策については意見が出ているんですけども、その中のポイントを3つくらいに絞ってまとめていただきました。大変上手にまとめてくださったので、読んでいただければ大体お分かりになると思うんですけども、ただ、ちょっと1つ、最初の「子どもの農業のかかわり」の確保ということについては、若干私のほうから補足をしておきたいと思います。

農業の担い手の高齢化とそれに伴う減少というのは、これ、全国どこでも大きな問題になっているんですけども、それに対して、即戦力を求めるという動きはいろいろの点出てきております。そういう視点とはちょっと違った視点から、むしろ次世代の農業を担う、どちらかという子供たちですね。子供たちという意味では、小学校の高学年から中学生くらいの、これを対象にした農業を営むという視点でやはり子供たちを育てていくということがこれから長い目で見たら必要じゃないかということで、例えば仮に松本の農業塾というふうな言い方してもいいかもしれませんが、そういったものを実現していくということを目指にしたいということなんです。

ただ、いきなりそこに行くのは非常にハードルが高いので、そのためには、まず今の人々が農業を考える、そういう啓蒙活動から入っていかないといけないんじゃないかということで、たまたま今年の春先に神奈川の根っこ塾というところを見学に行って、なるほど、こういう取り組みがされているのかという、目からうろこの落ちるような、そういう経験をしたんですけども、そういう人たちに、ちょっと1つの先進事例ですね。それを公表してもらおうようなことで、まず農業に関わる関係者、関係者ってというのは、農業委員会だけではなくて、行政の方、市長をはじめ行政の方々にもそういうことを学ぶ機会を設定して、そして改めて農業のすばらしさを学ぶ機会を設定することによって、それに向けて、やはり農業塾というふうなことを行く行くは実現していこうという思いがあります。だから、そんな考え方でこの意見書の1番目はまとめておりますので、ちょっとそんな少し捉え方をしていただければと思います。

それから、中山間地における獣害対策というのは、これは本当に何回もこれまで意見書の中ではいろいろな視点から出されてきておりますけれども、これ、最近ますますやっぱり深刻になってきていますね。

そういう意味で、今回は、既にできている防護柵、これを維持管理してい

くその支援体制というか、それを強化していく必要があるんじゃないかということ。

それから、2点目は、その防護柵が必ずしもいろいろなところに必要なだけ設定されていないんですね。あるいは、設定これまでできなかったような場所もあります。例えば、県道だとか、市道だとか、それから河川が流れたようなところ、そういうところは必ずしも防護柵は設定されていないとか、設定できないで来ておりますね。

最近では、そういうところからやはり特に鹿なんかが入ってきて、そして農作物や、場合によったら人家の近くに來るといふような問題が出てきておりますので、そういうことに対して、やはりいわゆる農業に関わる人たちだけではなくて、地域全体での理解と協力というのを得ていくような努力をしていかないと、今後の対策は難しいんじゃないかという、そういう視点での意見書です。

それから、もう一つは、増える有害鳥獣を、この繁殖を抑えていく。抑えていくというその技術も幾つか出てきているようなので、そういうものを積極的に取り入れて、増えていくのを抑えるといふような、そういう取り組みをもう少し真剣に考えていかなくちゃいけないんじゃないかという、そんな3点でこの2番目の課題についてはまとめております。

そんなことを念頭に置いて、ちょっと意見書の内容をこれから少し読んでいただければというふうに思います。

議長

ありがとうございました。

それでは、事務局から意見書とは何ぞやという入り口からお願いします。草田係長。

草田係長

資料の20ページをお願いいたします。

要旨につきましてですが、農地利用最適化の推進を目的とする本年度の松本市農業施策に関する意見書提出に向けて、農業振興委員会で案をまとめましたので、協議をお願いするものです。

経過につきましては、今お話しがりましたが、令和5年度から6年度にかけて課題を洗い出しして、整理をしてみました。

今年度に入って、意見書のテーマを2つに絞り込んで、現在のテーマになっております。前回、前々回と素案を作成して、皆様に協議をいただいてきて、今回文章化したものをご覧いただくということになります。

意見書の構成としましては、2つの項目です。

まず、地域における「子どもの農業のかかわり」の確保ですが、その意見の要約を説明いたします。

次世代の農業の担い手育成のため、単発的な農業体験だけでなく、継続的かつ経営的視点を学べる農業体験の場が必要です。当農業委員会が視察した「横浜ジュニアビレッジ 根っこ塾」では、作付から収穫、販売までの一連の流れを体験できる取組が実施されています。このような取組を当市でも実現するため、「横浜ジュニアビレッジ 根っこ塾」の事例を学ぶ機

会を設けること、農業への関心や理解を広げるため、現在開催を見合わせている農林業まつりのようなイベントについても、気運が高まった際には、目的や形式の見直しを含め、実行委員会での協議・検討することを要望しますというものです。

前回の総会の中間報告では、「子ども農業塾の開設」としましたが、今、委員長からお話もありましたように、その後の委員会で協議した結果、まずは根っこ塾の取組を関係部局や市民の方に知ってもらうことから始めるという段階的な進め方に変更したものです。

次に、中山間地域における獣害対策について、意見の要約を説明いたします。

中山間地域では、鹿や猿など有害鳥獣による農作物被害が深刻化しています。松本市では様々な制度で対策を進めていますが、農業者の高齢化や人手不足により防護柵の維持管理が困難になっています。また、未設置箇所や道路・河川からの侵入など構造的限界もあり、獣害は農業被害だけでなく、市民の生活や安全にも影響を及ぼしています。

獣害対策として、防護柵の維持管理支援の強化、地域住民全体の理解の促進と地域の実情に応じた対策の検討、さらに長期的な対策として、研究機関との連携した繁殖抑制技術の研究や、ジビエ処理施設整備に向けた取組を要望しますとなっています。

以上の2項目になります。詳細については、別紙の意見書(案)をご参照ください。

今後の進め方ですが、今回いただいた意見を基に案を修正し、来月の総会で改めて協議をしていただきたいと考えています。

最終的には、9月の総会で意見書を決議し、10月3日に市長に意見書を提出、11月7日に市長との懇談会の予定です。

情報・研修委員の農業委員の方と推進委員の皆様は、初めてご覧いただくこととなりますので、ご意見をお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

今、係長のほうからお話がありましたけれども、この場では、主に推進委員の皆さん、また情報・研修委員会の皆さんのご意見を賜って、今日の後刻、それぞれ振興委員会の皆さんご協議されますけれども、そこでまた練り上げてもらうというような経過でありますので、初めて1週間前に議案書届いて、初めて目を通す方、それぞれの先ほど申し上げた立場の方はそうだと思いますけれども、その辺で何かここで意見とか提案とかありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

口火で横山推進委員、子供と農業というような関係で、一演説。

横山推進委員

すみません、あまりにも突然の振りだなと思っております。

先ほど柳澤農業振興委員長さんから子供との関わり合い方というか、実は私も少しですけれども考えておりまして、小学校、中学校に農業クラブを

つくるってというのはどうかなってちょっとイメージしているんです。そうすると、小学校のクラブ活動って週1時間ありますんで、年間を通じた中で1つの作物を栽培していく。そうすると、それと販売までそのクラブ活動の一環としてやっていくってというようなことで、成功体験を子供たちに与えるということが、将来子供たちが就職をするというときに、銀行に行こうかな。農協に入ろうかな。でも、農業も楽しかったから、農業にも、ハードルさえ越えられれば、農家にもなりたいなというような、その選択肢の1つになり得るようにするっていうのが私の実はイメージです。

どうでもということではないですけども、先ほど柳澤さんがおっしゃったように、単年度でどうのこうのという話じゃもちろんないものですから、新たなしっかりとした骨組みをつくっていく中でやっていけたら、いい結果が生まれるのかなと思っています。

こんな程度でよろしいでしょうか。

議長

ありがとうございます。

基本的には、あくまで振興委員の皆さんに練ってもらいますので、それぞれ参考といたしますか、思うところを発していただければと思います。

ほかに。

濱委員、お願いします。

濱農業委員

横山さんみたいに演説はできませんが、まず、今、現状の中で、小学校、中学校それぞれ農業に関わる活動というのが、どのくらいの地区であるか。多かれ少なかれ、何だかんだでやっている地区はあると思うんですね。島立の場合だと、私が農協青年部に入ってちょっとたった頃から、水稻については、ずっと途切れることなく今日まで続いております。今、うちのもうせがれの代の青年部の方たちが頑張ってやっております。

それで、それに加えて、島立、トマト、キュウリ盛んですので、そういう果菜類の栽培というのも始まって、植付け指導とか、収穫とか、稲もそうですが、通年田んぼの水見をしたりというようなことで、大分最初はもう単発で、田植えやって、あと稲刈るだけしかなかったんですけども、生育を見ながらというふうなこともやっておりますので、各地区そういうものがあるものをちょっと把握した中で、それをもうちょっと拡大、推進できるような事業がないかっていうのを考えていくのも、ちょっとあってもいいかなというふうに考えます。

大々的に最終的には根っこ塾みたいなものをするというのは、非常に有意義なことだと思いますので、提案して、それに向かって進むというのは、農業委員会の方向性としてはいいかなというふうには思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ほかに。

梶原さん、どうですか、1番でも2番でも。

梶原推進委員

私は四賀地区なので、やっぱり2番の獣害対策に関しての興味が高いんですけども、この間も四賀地区で熊の目撃情報があったという話もありまして、普通に道路にも鹿が侵入するようになって、だから本当にここに書いてあるように、農家だけの問題ではなくて、地域全体で取り組まないと、本当にもう松本のこの外堀からどんどん攻められていっていき、そんなイメージなので、中山間の四賀地区を含む山間地の獣害対策強化というのは、とても興味深い、またとても関心を持っています。

それもそうですし、でも、それが成功したところで、担い手がなければ、結局効果もないんで、その1番の次世代の人たちに農業に興味を持ってもらって、将来の職業に、横山委員もおっしゃっていたように、本当に農業が当たり前のように1個の職業の選択肢の1つになるっていうのはすばらしいことだと思うんで、振興委員さんは2つの項目をこれからも課題として選出されたというのは、すごい、とてもすばらしいことだと思います。いいですか。

議長

すみません、ありがとうございます。

この後また振興委員会の皆さんに練って、たたいてもらいますが、市長に面と向かってこういう機会は、農業委員会の業務、義務の1つだと思うんだよね。その辺もやっぱり推して知るべしで、ぜひそこ、いい機会ですので、お願いしたいと思います。

ほかに。

倉科さん。

倉科農業委員

先ほど柳澤委員長のほうから補足ということで説明ありましたので、それを聞いて、よく理解できたんですけども、やはり視点としてすごくいいなと思ったのは、子供の農業との関わりというところで、収穫といった単発的な体験にとどまらないと。やっぱり農業の営みを体系的に理解していくってところまでが必要というところで、これは本当に言っていたきたいなと思いました。

というのは、私も対象は高校生ですけども、つい4日ほど前に3名の農業高校の生徒さんをうちで体験、作業体験みたいな形で受け入れたんですけども、学校側から言われたのは、「そのときにできる農作業をやらせてやってください」って教頭が言ってきたんで、私、もうけんかしたんですよ。「はっ、何言っているんだ」と。高校生にそのレベルじゃ駄目だということで、結果的に、私はもう自分のカリキュラムで、もう座学は半日設けさせてもらって、土地利用型の農業を知りたいという、経験したいという子供が来たので、もうそれが理解できるような形でお話をさせていただいたし、現場もいろいろ見て回らせました。

やっぱり体験することはすごく大事で、その体験のさせ方が、ただ単に作業をさせるみたいな、そういうことだけではやっぱりいけないなというのを本当にこの3日、4日ぐらいで感じたので、この今日の説明を聞いて、

すごくやっぱりいいなと思ったんで、ぜひこれを重点的にやっていただきたいなと思いました。

議長 ありがとうございます。
ほかに。
清水さん、どうですか。

清水推進委員 私は子供が3人いるんですけれども、今の子どもたちって、やっぱり情報が今、すごく多くて、SNSも身近ですし、いろいろなところから情報収集をしていて、ユーチューバーですとか、ティックトッカーとか、身近じゃないんだけど、そういうところが増えて、稼げる方がやっぱり多くて、それに何か憧れを持っているなって常々思っているんです。

やっぱり今、農業ってマイナスなイメージがあるかもしれないですけども、中学生の子が農業体験、職場体験が夏休み中にありまして、結構農業に参加する子が多くて、やっぱりそういう意味でも、何か稼げる職種という何かイメージが何かあるらしくて、何か、ああ、そういった意見もあるんだなと思いました。

だから、こういうふうになにか子供と農業の関わりが何かいろいろ機会があれば、今の子どもたちって結構消極的に見えて、結構積極的な子どもも多いので、何かいろいろなこういう機会があると、何か面白いのかなと。話はちょっと具体的にはあれなんですけれども、ちょっとすみません。

議長 ありがとうございました。突然失礼しました。
この機会です。何かありましたら。じゃ、よろしいですかね。
矢嶋委員。

矢嶋農業委員 研修ということで、横浜まで個人で行って、私たちが実際にお話を聞いているので、ぱっと理解できるんですけれども、なかなか市長にそれを理解してもらってというのは、実際に経験がないので、そういう研修会なり、そういうところで市役所の中心になる職員に理解してもらおうということが大事じゃないかということで、こういう形の提案になってきたんですけれども、実は振興委員会で二村委員から何かテレビで見た東京農大附属小学校、稲花小学校という名前、私もちょっと調べてみたんですよ。そうしたら、稲の花って書いてトウカ、水稻の稲花ということで、2019年に開校した小学校だそうです。

その授業内容が非常にユニークで、先ほどの根っこ塾のやっている取組のようなことを小学校の授業で取り入れると。2019年っていうと、まだ6年しかたっていないんですけれども、何かすごい競争率で、72人しか採らないクラスに900名の応募があるということで、やはり子供の能力を農業を通じた授業で能力を発揮させるということで、能力の開発として興味、関心、それから創造力、問題解決能力、習得力、主体性、目標の設定力、発信力、それから傾聴力、よく話を聞くと、そういうことを重点に授

業に取り組んでいるようなんですけれども、やはり農業という、そういう職種を通じて子供の能力を高めていくと。必ずしもそこへ入った子が農業に携わるといふ可能性はあまりたんとないかもしれないんですけれども、子供の能力を發揮させたい、向上させたいということで、親が積極的に申込みをしているようであります。

ちなみに、東京農大第一高校中等部の偏差値は72だそうです。非常に、こちら辺で言ったら、深志高校以上ということで、やっぱりそういう取組みが実を結んでいる1つの事例かなってということで、たまたま二村委員がお話があったんで、調べた内容で、ちょっとまた記憶に残しておいていただければと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それぞれの方から強制的に意見を頂戴したりしました。

また、柳澤委員長にはこれから本番に向けて熟成していただきますし、また事務局の方にもお骨折りいただくわけですけれども、松本市農業委員会としての意見書ということで、皆さんの賛同を得ながら、より実のあるものにしていただきたいと思います。

最後に、それぞれこの一言というのがあったらお聞きしますが、通常モードに入ります。

ということで、皆様のご協力の上に意見書を完成したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いいですか、草田さん、これで。

草田係長

はい。

議長

次に、報告事項のア、農林業功労者表彰の見直しについてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

長瀬主事。

長瀬（農政課）主事 農政課のほうから農林業功労者表彰の見直しについてご説明させていただきます。

資料が27ページからになります。

今回の見直しの趣旨としましては、昨年度の農林業功労者表彰の審査会において、女性のみを表彰するというのは今の時代に合わなくなっているのではないかという議論がありました。

農林業功労者表彰の「表彰の種類及び基準」と提出期間の定めに関する変更について、先日農業委員会の6名の役員の皆様から了承を得ましたので、ご報告させていただきます。

2の見直し内容についてですが、まず1つ目が、農村女性活動奨励者表彰についてです。

農村女性活動奨励者表彰を廃止し、農林業振興功労者表彰と統合します。

(2) 農林業後継者表彰について。

農林業後継者表彰から農林業後継者・新規就農者表彰に名称を変更します。
年齢の要件(45歳以下)というものを廃止します。

農業経営収入保険の被保険者であるということという条件があったのですが、こちらの要件を廃止します。

(3) 表彰候補者の推薦書類の提出についてですが、提出期間の定めが毎年7月1日から8月15日の間までということを決められていたのですが、市長表彰などほかの表彰においては、こういった期間の定めがないことから、農林業功労者表彰も合わせて廃止することとします。

松本市農林業功労者表彰の要綱については、先日改正の手続が終わりましたので、本日お手元の封筒の中に新しい要綱が入っておりますので、ご確認いただければと思います。

今後のスケジュールについてですが、本日から8月25日まで推薦の候補者の募集をさせていただきます。

その後、9月18日の木曜日に農林業功労者表彰の審査会を行い、審査会での選考結果に基づき、被表彰者の決定をします。

11月3日月曜日のまつもと市民祭にて表彰式典を行います。

本日、委員の皆様のお手元に表彰推薦についての依頼文、様式、新しい要綱が入った封筒を置かせていただきました。内容をご確認いただき、表彰の該当者がいらっしゃる場合には、ぜひご推薦をお願いしたいと思います。
表彰の見直しについては以上です。

議長

ありがとうございました。
ただいま長瀬主事から説明ありました。
これより質疑を行います。
発言のある委員の方はお願いします。
倉科委員。

倉科農業委員

改正の内容については理解いたしました。ありがとうございました。
それで、農業委員、推進委員の方も、新しい人もおりますので、どういった人を推薦していけばいいのかというものの参考として、これまでの表彰者のリストですとか、そのあたり、もし出せるものがあれば、頂きたいなと思っています。
みんなタブレットを持っていますんで、農業委員会事務局からメールで送ってもらえると思いますので、お願いできればと思います。

議長

長瀬さん。

長瀬(農政課)主事 過去5年の受賞者のリストがありますので、またちょっとメールか何かで送らせていただくようにしますので、よろしく申し上げます。

議長

ほかに。ほかの委員の方で何かありましたら。

大分ガードを解いてもらったもんで、やりやすいし、本当にやることに意義があるし、渡すことに意義があると思いますので、ぜひまた皆さん協力で、身近な方、また遠い人もいいが、そういう人もぜひ推薦して、張り合いを持ってやってもらうようにしていただきたい。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

次に、報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

資料の32ページお願いします。

主要会務報告並びに当面の予定についてです。

7月7日、役員会が開催されました。

16日、梓川地区農地パトロールがあり、地区の委員が対応いたしました。同日に松本市都市計画審議会があり、中川代理に出席をしていただきました。

22日、長野県農業委員会女性協議会総会があり、二村委員、山田委員、村山委員、原推進委員の4名が出席しました。清水推進委員は急遽都合が悪くなり欠席となりましたので、お手数ですが、資料の訂正をお願いいたします。

23日、農地転用現地調査に二村委員と上條委員が対応いたしました。

25日、松塩筑安曇農業委員会協議会市村農業委員会会長会議に会長が出席をいたしました。

28日、南部ブロック研修・懇談会がありました。

本日ですが、総会后、各委員会がありますので、よろしくをお願いいたします。

次のページ、当面の予定です。

8月6日、令和7年度松本地区新規就農者のつどいの会長が出席いたします。

7日、松本市農業振興地域整備促進等協議会に会長、中川代理、役員の方、関係委員の方が出席いたします。

15日、松本市平和記念式典に会長が出席いたします。

22日、農地転用現地調査は、塩原至委員と村山委員です。よろしく願いいたします。

26日、長野県食と農業農村振興審議会、こちらに会長が審議員として選

任されましたので、出席をしていただきます。

28日、移動農業委員会が開催されます。総会は9時15分です。庁用バスは松本歴史の里を8時40分に出発となります。その後、会議は午後は研修・現地視察になります。よろしくお願いいたします。

以上になります。

議長

ご苦労さまです。

この件につきまして皆様のほうから何か質問、意見等ありましたら、お受けします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

続きまして、その他に入ります。

最初に、農業委員会だより第99号が発行されましたので、情報・研修委員会の河西委員長から編集報告をお願いいたします。

河西情報・研修委員長 第99号ということで、皆さんにお配りした資料の中に1部ずつ配付されているかと思えます。次号は100号記念号で、またちょっと企画も進んでいるのですが、今回は第99号になります。

表紙から順々に説明していきますと、田植の様子、お米に関するところが表紙になります。

次のページは、表紙に続いてスマート農業を活用して生産効率を上昇していくというような記事になります。

その次は、3月に行われました松本市の農業の未来を語る会についての記事になります。

次のページ、4ページが「がんばっています」。これは表彰と絡んでいますね。絡んでいる方で、リンゴの野村さんの表彰に関する記事となっております。

そして、いつものように「売りたい貸したい」とありまして、農村女性協議会の記事が7ページ下段となっております。

8ページ、「法人探訪」ということで、有限会社飯沼牧場の飯沼さんに取材した内容が掲載されております。

その次、9ページが地域計画に関する皆様に理解向上を促すような記事が載っております。

そして、最後、「よもやまばなし」、編集後記となっております。

99号の内容としては以上の内容となります。

情報・研修委員会からは以上となります。

議長

続いて、移動農業委員会開催のお知らせに移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

上條補佐。

上條局長補佐

それでは、皆様方の机の上に農業委員会の、移動農業委員会の開催要項と、1枚めくっていただきますと、横のカラー写真で、現地視察の経路ありますので、ご覧ください。

先ほど草田係長のほうから主要会務報告の中で説明したとおりですので、1ページの開催要項につきましては、このとおりですので、ご覧ください。

私のほうからは、ちょっと注意事項を申しますので、お願いいたします。

まず、総会、この視察研修の当日は、汚れてもいい靴を履いてきてください。というのは、この次のページに横長のこの経路図を描いてあるのですが、その中の赤い線の部分については、ちょっとバスから降りて移動をする場所になっております。直接土の汚れた現地まではたどり着けないのですけれども、道路を歩くということで、一応汚れてもいい靴を履いてきてくださいということです。

また、午前中に総会を行いまして、午後視察研修ということで、午前中出て、午後はちょっと都合で出られないよという方もいらっしゃると思います。まず、お弁当ですけれども、当日総会の会場でそのまま仕出し弁当を食べていただきますので、もし午後の研修を欠席になる方がいらっしゃれば、8月26日の火曜日、実際は28日の木曜日ですので、26日の火曜日までに連絡をいただければ、こちらでキャンセルをしたいと思います。それ以降のキャンセルはできませんので、お弁当代だけはまた報酬のほうから引き落としさせていただきますので、お願いいたします。

一応雨が少ない場合、少雨の場合は、現地視察を行いますけれども、台風など、もう経路で、この28日もしくは28日の前日あたりに恐らくそういうものが来られるだろうという場合については、現地視察は控えまして、座学を少し多めにやっていこうということで農政課と話がついております。

また、当日は、報道機関に投げ込みをもう既に行っておりまして、取材をお願いしておりますので、ご承知おきをください。

今後につきましては、先ほど取りまとめたら、推進委員さんも含めて34名の方が出席ということになっております。この34名の方以外の方にも、8月農業委員会の総会の資料をお送りする際に、出席者の名簿と、あと歴史の里で乗る場合はここですよというのは再度お知らせすることと、あと梓川支所の南側にこの保健センターがあるのですけれども、その保健センターの道を挟んでさらに南側に砂利の駐車場があるものですから、その砂利の駐車場に直接行かれる方は車を止めてくださいというご案内をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

何かご意見、ご質問ありますか。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。

山戸（松本農業農村支援センター）主査 皆様、こんにちは。松本農業農村支援センターの山戸と申します。

本日、7月の農業委員会への情報提供ということで、こちらの4枚の紙かな。こちらに情報を書いていますので、着座にて説明させていただきます。

まず1つ目なんですけれども、2ページから4ページ、毎月出しています気象及び主要作物の生育概況ということになっております。

詳しくはまた見ていただきたいんですけれども、水稻に関しては、出穂が平年より早くなっております。それに加え、今後の予想ですと、高温が続くことが予想されますので、平たん地の4月末から5月初旬植えの稚苗のコシヒカリの刈取り開始時期というのが、今の予想で、もし平年より2度ほど高く推移した場合は8月末の中盤からで、平年どおりの気温で推移しますと、8月下旬の後半ぐらいからかなということが今、予想されているところとなります。収穫機械ですとか、乾燥調整施設の準備等、早めに準備できるようにお願いいたします。

また、果樹、野菜に関しては、昨年もだったんですけれども、7月に入ってから病害の発生が多くなってきているところです。また、高温の影響で、日焼け果ですとかの発生も見られます。今後もさらに高温傾向続くと予想されますので、収穫期の前進に注意して管理していただくようお願いいたします。

また、梅雨明けになりまして、ますますかなり暑い中、高温の気温が出ておりますので、作業に関しては、熱中症に十分注意していただきますようによろしくお願いいたします。

次に、2つ目なんですけれども、5ページの1枚のチラシになります。令和7年長野県農作物盗難防止強化期間の実施についてということです。

令和7年8月1日から11月28日までの間、農作物盗難防止強化月間ということになっております。毎年県内において果実の盗難被害というものが発生しております。大切に育てた農作物を盗難から守るために、園地の定期的な見回りですとか、十分に気をつけていただきますようお願いいたします。異変があった場合は、すぐに警察のほうに連絡するようお願いいたします。

また、ネットですとか柵を設置する等、園地に侵入しにくい環境をつくることですとか、あとは看板ですとか防犯カメラ、センサーライトの設置はかなり盗難防止に効果ありますので、または作業者の腕章ですとか、農作業車両へのステッカー等の目印も、侵入者を見分けるために有効ですので、活用いただくようお願いいたします。

この期間に関しては、私どもも盗難防止のステッカーを貼った車で移動しますので、またよろしく申し上げます。

3つ目に関してなんですけれども、6から7ページになります。降ひょう等による農作物被害への技術対策についてということでお示しさせており

ます。

7月21日以降、松本でもなんですけれども、県内各地で連日降ひょうがありました。各地で被害が発生しております。今後も降ひょうのおそれありますことから、農作物への降ひょう等による被害が発生した際には、こちらにお示ししました「降ひょう等による農作物被害への技術対策について」に詳しく各品目ごとの対策書いてありますので、こちらを基にさせていただきまして、殺菌剤の散布ですとか、摘果ですとか、物によっては葉面散布ですとか、苗の植え替えですとか、必要な管理の実施をしていただきますようお願いいたします。

以上となります。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

草田係長

本日、第10回の農業委員会大会における要請事項の提出お願いしてありますので、まだ提出されていない方はお願いいたします。

先ほどもお話がありましたが、移動農業委員会の出欠報告についても、まだ提出されていない方は、併せて提出をお願いいたします。

本日欠席の委員の資料につきましては、地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いいたします。

また、該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関係の書類原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

以上となります。

議 長

その他、全体を通じまして委員の皆様から何か発言ありましたら、お願いします。

上條委員。

上條農業委員

毎回ですけれども、今の水の状況を私のほうから報告をさせていただきたいと思います。

梓川水系につきましては、今現在、平年時期は毎秒77トンの水が入っていましたけれども、今年度は28トン。いかに少なくなっているかということが7月7日の時点の数字です。

それから、7月22日の時点で、平年49トンまで減っていくのが、今年は26トンということで、降水量が少なく、それから高温により山の雪が春先に全部解けてしまったということで、この後を大変心配しております。

今度の4日に西のほうの土地改良区を集めて、出水量を制限するかどうかという判断の会議を持ちます。せんだって各戸にはむやみに水かけ流しをしたり、そういうことを避けてほしいということで通達を出してありますので、水を大切に使用していただきたいということでお願いしたいと思っております。

それから、隣に二村さんおいでですけれども、せんだって改良区の関係で、これ、大事な土地改良区なもんですから、視察を行いました。信濃川左岸土地改良区と言って、長岡周辺、小地谷の周辺にある4,000町歩ちょっとぐらいの農地を管理している土地改良区ですけれども、やっぱり視察っていうものは物すごく大事だということをつくづく感じたんですけれども、この問題は、水がない。ないということです。信濃川の下流で、水がないって、ちょっと考えたことがありますかね。

それで、どのくらいの状況になっているかというと、現在、令和7年の4月から7月10日の段階で、ここでは33%の取水の制限をしないと、水が行かないんですよ、全部の田んぼに。4,000町歩。2日間水を流して、1日休み。これが7月10日まで。7月11日からどうなるかというと、水がなくて、50%の取水制限をやって、今度2日間水をやったら、2日休みと。

梓川で10数年前に番水っていうのをやったことがあるんですけれども、水が止まるということとはなかったんです。信濃川の、みんな千曲川から合流して、その下流にあるところがそういう状態で、水が使えないというくらいに、どんどん温暖化の中でそういうのが厳しくなっていると。ですので、上流で水はまだ豊かにありますけれども、改良区の立場としては、水を本当に大切に使用してもらいたいということでもあります。

それから、ここは昔有名だった田中角栄さんの地元ですね。それで、国営事業の第1号をやったところです。この人たちが水の今のような大切さをですね、やはり当時の田中角栄さん、力ある田中角栄さんに訴えて、初めて頭首工等々の整備をしていくっていう、全国で一番先、国営事業をやった土地改良区ということで、いろいろな意味で苦勞を重ねてきたところでもありますので、視察もすごく多いようです。

我々、水が豊かだったもんですから、そういうこと知らなかったんですけれども、すごく賦課金も高いですし、用排水全部電気代がかかりますので、梓川土地改良区と比べると3倍ぐらい高い。ここは全国的に見ても、梓川水系は全国的に見ても、すごいそういう面では経費安いところですよ。

そういうことだけ分かっていただきたいということと、何回も言いますが、西から見ると、東には小さい土地改良区が多いですので、早く全体としてまとまって、事業のやりやすいような組織体系に組んでいく。そういうふうなことは、農業委員の立場からも進めてほしいなというふうに思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかに発言のある方いらっしゃいますか。

[質問、意見なし]

議長 それでは、以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。
お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 24番 _____

議事録署名人 1番 _____